

【高度専門職1号】 在留資格認定証明書交付申請

「高度専門職1号」の在留資格は、我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するため、従来「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施している高度人材を対象として、他の一般的な就労資格よりも活動制限を緩和した在留資格として設けられたものです。

「高度専門職1号」の在留資格は、就労資格の決定の対象となる範囲の外国人の中で、学歴・職歴・年収等の項目毎にポイントを付け、その合計が一定点数以上に達した人に許可されます。

○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことで(以下同じ。)

- 1 申請人が行おうとする活動について、入管法別表第一の二の表の「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」の活動のいずれかに該当すること。
- 2 申請人が、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の「高度専門職1号」の基準にすべて適合すること。
- 3 出入国管理及び難民認定法第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条の規定を適用して計算したポイントの合計が70点以上であること。

○ 提出資料

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留資格認定証明書交付申請書](#) 1通

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

- 3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通

- 4 提出資料がカテゴリーにより分かれている場合は、所属機関がいずれかのカテゴリーに該当することを証する文書 1通

- 5 [入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書](#)

(注1)所属する企業がカテゴリー1又は2に該当する場合、申請書のみを提出資料とし、その他の資料の提出は原則不要です。

- 6 [ポイント計算表\(参考書式\)](#)

活動の区分(高度専門職1号イ、高度専門職1号ロ、高度専門職1号ハ)に応じ、いずれかの分野のものを1通

- 7 ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)

(注2)ポイントの合計が70点以上あることを確認できる資料を提出すれば足够了。該当する項

目全ての疎明資料を提出する必要はありません。

A: 高度専門職1号イ B: 高度専門職1号ロ C: 高度専門職1号ハ

ポイント計算表 の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		項目
①	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書		学歴 (ABC)
②	高度専門職外国人として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料(所属していた機関作成のもの)		職歴 (ABC)
③	年収(所属機関から受ける報酬の年額)を証する文書 ※ 年収(所属機関から受ける報酬の年額)とは、(直前までの期間を含む)過去の在留における年収ではなく、申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受ける(予定)年収を意味します。 ※ 申請人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられる場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含みます。		年収 (ABC)
④	発明者として特許を受けた発明が1件以上	そのことを証する文書(例えば、申請人の氏名が明記されている特許証の写し)	研究 実績 (AB)
⑤	入国前に外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に3回以上従事	そのことを証する文書(例えば、申請人の氏名が明記されている交付決定書の写し)	
⑥	学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	論文のタイトル、著者氏名、掲載雑誌名、掲載巻・号、掲載ページ、出版年を記載した文書(様式自由) ※ 申請人が責任著者であるものに限りません。 ※ 「学術論文データベース」とは、世界規模で研究者の学術論文に関する情報を収集し、提供している民間企業のサービスです。具体的には、トムソン・ロイター社(本社・カナダ)やエルゼビア社(本社・オランダ)が提供している学術論文データベースなどがあります。	
⑦	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	

⑧	<p>従事しようとする業務に関連する日本の国家資格（業務独占資格又は名称独占資格）を保有，又はIT 告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有</p>	<p>そのことを証する文書（例えば，合格証明書の写し）</p>	<p>資格 (B)</p>
⑨	<p>所属機関が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件別表第1又は別表第2に掲げるイノベーションを促進するための支援措置を受けている</p>	<p>そのことを証する文書（例えば，補助金交付決定通知書の写し）</p>	
⑩	<p>所属機関が中小企業基本法に規定する中小企業者</p>	<p>1 主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2 次のいずれかの文書 (1) 資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア 法人の登記事項証明書 イ 決算文書の写し ウ 資本金額，出資総額が確認可能な定款の写し (2) 雇用保険，労働保険，賃金台帳の写し等従業員数を証する文書</p>	<p>特別加算 (ABC)</p>
⑪	<p>所属機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，在留資格認定証明書交付申請日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業</p>	<p>試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し 2 売上高等が記載された公的な書類（財務諸表，確定申告書の控え等）の写し，帳簿等の写し（試験研究費にあ</p>	

	<p>年度経過後2か月以内の場合は前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%を超える</p> <p>※ 所属機関が会社・事業協同組合の場合</p>	<p>たる個所に蛍光ペン等で目印を付与), 試験研究費等の内訳をまとめた一覧表</p> <p>3 税理士, 公認会計士, 中小企業診断士による証明書(書式自由)</p>	
⑪	<p>所属機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、在留資格認定証明書交付申請日の属する年の前年1年間(申請日が1月から3月の場合は前々年)における試験研究費及び開発費の合計金額が、事業所得にかかる総収入金額の3%を超える</p> <p>※ 所属機関が個人事業主の場合</p>	<p>試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書</p> <p>1 試験研究費等及び事業所得にかかる総収入金額等が記載された財務諸表の写し</p> <p>2 事業所得にかかる総収入金額等が記載された公的な書類(財務諸表, 確定申告書の控え等)の写し, 帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与), 試験研究費等の内訳をまとめた一覧表</p> <p>3 税理士, 公認会計士, 中小企業診断士による証明書(書式自由)</p>	
⑫	<p>従事しようとする業務に関連する外国の資格, 表彰等で法務大臣が認めるものを保有</p>	<p>そのことを証する文書</p> <p>※ 企業表彰, 製品表彰については, 受賞に当たり申請人が積極的に関与したものに限りません。</p>	
⑬	<p>日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了</p>	<p>該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書</p>	
⑭	<p>日本語能力試験N1</p>	<p>合格証明書等の写し又は卒業証明書</p>	

	合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	
⑮	所属機関の代表取締役・取締役，代表執行役・執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する場合はその旨）であることを証する文書	地位 (C)

このほか，申請いただいた後に，当局における審査の過程において，上記以外の資料を求める場合もありますので，あらかじめ，ご承知おき願います。

○ 留意事項

- 1 申請の際には，身分を証する文書（会社の身分証明書等）をご提示いただきます。
これは，[代理人](#)，申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において，申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。
- 2 在留資格認定証明書交付申請に関する手続等の案内については，入国管理局ホームページの「[各種手続案内](#)」をご覧ください。
- 3 提出資料が外国語で作成されている場合には，訳文（日本語）を添付して下さい。
- 4 原則として，提出された資料は返却できませんので，再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は，申請時に申し出て下さい。